

岩手県告示第653号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所、薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成29年9月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
寿歯科医院	宮古市黒田町4番1号	平成29年6月30日
マルヤ薬局あくど店	大船渡市大船渡町字茶屋前57番地1	平成29年1月31日
潤澤脳神経外科クリニック	北上市鍛冶町二丁目14番40号	平成29年5月31日
ひかり調剤薬局	北上市黒沢尻二丁目2番25号	平成29年6月30日
ドレミ薬局	一関市中央町二丁目4番5号	平成29年6月4日
岩井小児科医院	釜石市中妻町三丁目12番14号	平成29年6月30日
薬王堂 桜屋敷店	奥州市水沢区桜屋敷282番地	平成29年6月27日
桜井医院	気仙郡住田町上有住字八日町177番地	平成29年6月30日